

令和9年度京都市立学校教員採用選考試験実施要項

京都市教育委員会

令和9年度京都市立小学校教諭（幼稚園教諭を含む。）、中学校教諭、高等学校教諭、総合支援学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用選考試験を以下のとおり実施します。

▼ホームページ



※「京都で先生になろう！トータルナビサイト」（以下「ホームページ」）に、受験に関わる注意事項を順次掲載しますので、受験者は、必ず確認してください。

京都市の求める人物像

- ・子どもへの教育的愛情と教職への使命感や情熱をもっている
- ・常に自己研鑽に努め、子どもと共に学び、成長しようとする姿勢がある
- ・チームとして周囲と連携・協働でき、幅広い知見で課題解決する力がある

出願の受付 令和8年4月1日（水）午前9時～令和8年4月30日（木）正午受信分まで
（提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。）

【主な試験日程】

- 第1次試験（筆記） 令和8年6月13日（土）
（個人面接） 令和8年6月14日（日）、20日（土）、21日（日）のうち、
指定する1日
- 第2次試験（論文、模擬授業、個人面接、実技）
令和8年8月7日（金）～9日（日）のうち、指定する2日

<昨年度からの主な変更点>

※出願手続システムを昨年度から変更していますので、ご注意ください。

【全般】

1 第2次試験における選考試験の内容・日程の変更

全受験区分の第2次試験において、これまでの集団討議に替えて、新たに個人面接を実施します。また、この変更に伴い、第2次試験の実施期間を2日間から3日間に変更します。

（各受験者は、従来どおり、3日間のうち2日間の試験日程とする予定です。）

2 社会人経験者チャレンジ制度の要件緩和

社会人経験者チャレンジ制度の受験において、民間企業等における勤務歴の要件を「連続して3年以上」から「連続して2年以上」に緩和します。

3 大学・大学院推薦制度の「高等学校」における対象教科の追加

大学・大学院推薦制度において、「高等学校 国語」「高等学校 英語」を対象教科に追加します。

4 妊娠等による採用延長の特例を明記

妊娠等により、令和9年4月1日からの勤務が困難な場合は、1年間（又は2年間）採用を猶予し、令和10年4月1日付け（又は令和11年4月1日付け）で採用することを明記します。

【加点制度】

5 第1次試験における加点制度の追加

第1次試験における加点制度（上限10点）について、京都教師塾の卒塾生を加点対象に追加します。

- ・本要項における「国公立学校」とは「学校教育法第1条」に掲げる学校を指します。
- ・本要項における「総合支援学校」とは「学校教育法上の特別支援学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「小中学校」とは「学校教育法上の義務教育学校に該当する学校」を指します。
- ・本要項における「育成学級」とは「学校教育法上の特別支援学級に該当する学級」を指します。

目 次

1 出願の区分・教科・採用予定数	3
(1) 一般選考	
(2) 特別選考	
(3) 留意事項	
大学・大学院推薦制度について	
2 受験資格（年齢、免許取得要件、欠格条項等）	4
3 採用に係る特例について	5
(1) 出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて	
(2) 採用延長の特例（大学院修学者・国際貢献活動派遣者、妊娠者等）	
4 選考試験の内容（日程、試験内容、試験会場、留意事項等）	6
5 試験の結果発表等について	8
(1) 第1次試験の結果発表	
(2) 第2次試験の結果発表	
(3) 採用時期等について	
(4) 追加合格について	
6 特別選考における資格要件及び試験内容等について	9
(1) 資格要件	
(2) 免除内容及び一般選考との相違点	
(3) 特別選考の受験の可否について	
7 第1次試験免除等の特例について	12
(1) 適用要件	
(2) 免除内容	
8 第1次試験における加点制度について	14
9 出願手続について	15
(1) 出願方法・期間等について	
(2) 提出物について	
(3) 受験票の交付	
10 問い合わせ先について	18
(1) 制度及び出願手続に関すること	
(2) 出願手続時の電子申請の操作に関すること	
(参考)	
1 勤務条件等について（初任給、勤務時間、休暇制度、福利厚生等）	
2 過去5年間の採用選考試験実施結果	
3 令和9年度採用選考試験の配点	
4 よくある質問について（Q&A）	
併願可能な区分について	20
<試験区分一覧>	23
<早見表（免除区分・免許特例）>	24

1 出願の区分・教科・採用予定数

(1) 一般選考

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
ア 小学校教諭		160名程度
	うち、幼稚園教諭	若干名
イ 中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	180名程度
ウ 高等学校教諭	国語、地理歴史・公民、数学、理科（物理、化学、生物）、英語、情報、工業（機械、電気・電子、建築・土木）	20名程度
エ 総合支援学校教諭（小学校、中学校、小中学校の育成学級を含む）		70名程度
オ 養護教諭		10名程度
カ 栄養教諭		若干名

※併願を希望する場合は、[P20の【Q1】](#)の表で併願ができる区分を確認してください。

(2) 特別選考（詳細は [P9～11](#) 参照）

出願区分・採用予定教科等		採用予定数
ア 国際貢献活動経験者特別選考	一般選考で実施する全区分・教科	5名以内
イ フロンティア特別選考	理数工コース	5名以内
	保健体育コース	
	英語コース	
ウ 現職教諭特別選考	一般選考で実施する全区分・教科	一般選考に含める
エ 障害者特別選考		
オ 大学3回生等 JUMP UP 特別選考	大学3回生等コース	令和10年度の採用予定者数に含める
	合格者コース（1年目）	一般選考で実施する全区分・教科
	合格者コース（2年目）	
	一部合格者コース	

(3) 留意事項

- ア 採用予定数は実施要項発表時点での見込みであり、今後、状況により変動する場合があります。
- イ 志願書提出後の選考区分、出願区分、教科の区分の変更は認めません。
- ウ 高等学校教諭については上記(1)の採用予定教科のみ募集し、その他の教科は募集しません。なお、中学校美術、保健体育、家庭の合格者については、採用時に高等学校へ配置する場合があります。
- エ 小学校教諭及び中学校教諭の合格者については、採用時に小中学校や総合支援学校へ配置する場合があります。
- オ 総合支援学校教諭の合格者については、採用時に総合支援学校（小学部・中学部・高等部のいずれか）のほか、小学校、中学校又は小中学校の育成学級へ配置する場合があります。
- カ 全ての区分において、日本国籍を有しない方の受験が可能です。採用の際の職名は、「任用の期限を付さない常勤講師」となります。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。
- キ 採用予定区分・教科・分野であっても、選考の結果、採用を行わない場合があります。

<大学・大学院推薦制度について>

京都市立学校教員を第一志望とし、学長等（学部長以上の職）からの推薦を受けた方は、書類選考のうち、合格者については第1次試験を免除します（第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施）。詳細については、ホームページ掲載の「令和9年度京都市立学校教員採用選考試験 大学・大学院推薦制度実施要項」をご覧ください。

2 受験資格

一般選考については、次の（１）～（４）の全てに該当する方

※特別選考については、[P9～11](#)を参照してください。

- (1) 昭和42年4月2日以降に生まれた方（令和9年4月1日現在の年齢が60歳未満の方）
- (2) 出願する区分及び教科又は職に相当する普通免許状を有する方、又は令和9年4月1日までに取得見込みの方

ア 幼稚園教諭の志願者は、幼稚園の普通免許状とともに小学校の普通免許状を有するか、令和9年4月1日までに取得見込みであることが必要です。また、幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験していただく必要があります。

※幼稚園教諭を志願する場合は、志願書において、出願区分を小学校とし、併願で幼稚園を選択したうえで配置の希望を該当項目に入力してください。

イ 一般選考における中学校の数学・理科・技術、高等学校の数学・理科・工業については、当該校種及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格者については、「3 採用に係る特例について」に基づき、正式採用を予定しています。

※イの特例を適用する場合は、第1次試験の一部免除等（社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度）の特例 [\(P13\)](#) を使用できません。

ウ 総合支援学校教諭の志願者は、以下の条件を全て満たすことが必要です。

① 特別支援学校の普通免許状（知的・肢体不自由・病弱の3領域のうち、いずれかの領域）を有するか、取得見込みであること。なお、令和9年4月1日までに取得見込みでない方についても、採用後3年以内に必ず取得することを条件に、出願可能です。その場合、免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類（様式はホームページに掲載）も提出していただく必要があります。

※養護学校の普通免許状を有している方については、上記の特別支援学校の普通免許状を有しているものとみなします。

② 小学校、中学校又は高等学校の普通免許状（小学校の育成学級を希望する場合は小学校の普通免許状、中学校の育成学級を希望する場合は中学校の普通免許状）を有するか、令和9年4月1日までに取得見込みであること。

エ 高等学校の地理歴史・公民の志願者は、地理歴史及び公民の普通免許状をいずれも有するか、令和9年4月1日までに取得見込みであることが必要です。なお、経過措置として、いずれかの免許のみを有する又は令和9年4月1日までに取得見込みの方については、所有していない又は令和9年4月1日までに取得見込みでない免許を令和10年4月1日までに必ず取得することを条件に、出願可能です。その場合、免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類（様式はホームページに掲載）も提出していただきます。

※ 併願に関すること

1 (1) のア～エの出願区分について、「各出願区分（イ、ウは教科の区分）に相当する普通免許状を有するか、令和9年4月1日までに取得見込みの方」は、該当する出願区分のうち、1校種又は2校種までの併願が可能です。1 (1) エは2 (2) ウのとおり、「採用日時点で特別支援学校の普通免許状を有しない方」でも併願が可能です。併願を希望する場合は [P20](#) の【Q1】の表で、併願ができる区分を必ず確認してください。

- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方
- (4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項の特定性犯罪事実該当者に該当しない方

※ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき犯罪事実確認し、該当した場合は、本市教職員として従事できません。

3 採用に係る特例について

(1) 出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて

2 (2) イの中学校の数学・理科・技術、高等学校の数学・理科・工業の特例、6 (1) イ「フロンティア特別選考」、6 (1) エ「障害者特別選考」において、出願区分及び教科の普通免許状を有しない合格者及び取得見込みのない合格者については、京都府教育委員会に推薦し、京都府の教育職員検定に合格して特別免許状が授与された場合は、教諭等として正式採用します。特別免許状が授与されない場合は、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、令和 13 年 4 月 1 日までに普通免許状を取得すれば、教諭等として正式採用します。

特別免許状について

- 1 制度の趣旨：大学での養成教育を受けていない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する制度。
- 2 授与要件：次のア、イのいずれにも該当する者。
 - ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者。
 - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。

(2) 採用延長の特例

第 2 次試験合格者における採用延長の特例は、以下のとおりです。

ア 大学院修学者

合格した区分・教科又は職に必要な専修免許状取得を目指して、大学院等において修学する場合は、最大 2 年間採用を猶予し、当該専修免許状の取得を条件として、令和 10 年 4 月 1 日付け又は令和 11 年 4 月 1 日付けで採用します。

イ 国際貢献活動派遣者

独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアの活動に従事する場合は、最大 2 年間採用を猶予し、令和 10 年 4 月 1 日付け又は令和 11 年 4 月 1 日付けで採用します。

ウ 妊娠者等

妊娠等により、令和 9 年 4 月 1 日からの勤務が困難な場合は、1 年間採用を猶予し、令和 10 年 4 月 1 日付け（引き続き勤務が困難な場合は、2 年間採用を猶予し、令和 11 年 4 月 1 日付け）で採用します。

※ア又はイの特例を希望する可能性がある場合は、必ず志願書の該当項目に必要事項を入力してください。志願書に記載した希望の変更期限は令和 8 年 8 月 6 日（木）とし、第 2 次試験合格後の特例希望は受け付けられません。ただし、本特例の希望を取り消す場合のみ、令和 8 年 10 月 30 日（金）まで取消を受け付けます。志願書に記載した希望の変更や取消を行う場合は、直接、教職員人事課（TEL：075-222-3779）までお問い合わせください。

※ウの特例の必要性が判明した方は、速やかに教職員人事課（TEL：075-222-3779）までご相談ください。

4 選考試験の内容

(1) 試験内容

		小学校教諭 (幼稚園教諭含む)	中学校教諭	高等学校教諭	総合支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
第1次試験	6/13(土)	◎一般・教職教養筆記試験 30分 ・社会人経験者チャレンジ制度及び理数工志願者チャレンジ制度適用者・・・論文試験 30分 ・国際貢献活動経験者特別選考・・・論文試験 30分 ・フロンティア特別選考・・・論文試験 30分(専門筆記試験の受験は必要ありません。)					
		◎専門筆記試験 50分 (幼稚園併願者は、別途幼稚園専門筆記30分)	◎専門筆記試験 50分 (国語60分)	◎専門筆記試験 90分 (国語110分、情報・工業60分)	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分	◎専門筆記試験 50分
		—	◎実技試験<英語(リスニング)>		—		
	6/14(日)、 6/20(土)、 6/21(日)	◎個人面接(場面指導等を行う場合があります。)					
	7月下旬	第1次試験の結果発表					
第2次試験	8/7(金) ～ 8/9(日)	◎論文(フロンティア特別選考英語コースは、英語での記述も可能とします。) ◎模擬授業(幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、栄養教諭は、第1次試験結果発表日頃に模擬授業の実施教科、学年及び単元等をホームページにて指定します。当該区分の受験者は、ホームページ上の指示事項を確認のうえ、事前に指導案を作成し、試験当日に持参してください。) (高等学校教諭は学年・単元を試験当日に示し、指導案作成と模擬授業を同日に実施します。) (総合支援学校教諭は学年・単元を指導案作成日に示し、翌日以降に模擬授業を行います。) (幼稚園教諭の模擬授業(模擬保育)は、ピアノを使用して実施します。) (フロンティア特別選考英語コースは、指導案作成を日本語に加え、英語での作成も可能とします。) ◎個人面接					
		—	◎実技試験 <音楽、美術、 保健体育、英語>	◎実技試験 <英語>	—	◎実技試験 <救急処置等>	—
		9月中旬	第2次試験の結果発表				

(注1) 大学・大学院推薦制度及び離職者チャレンジ制度適用者は、第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施します。

(注2) 上記の試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。

(注3) 試験開始時に指定会場内において出席が確認できない場合は、その時点で受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、公共交通機関の遅延による遅刻については、遅延証明書等による確認のうえ、受験を認める場合があります。

(注4) 障害のある方を含め、受験に際し配慮を必要とする方は、可能な範囲で配慮を行いますので、志願書に具体的な事情を記入のうえ、出願の際に教職員人事課(Tel: 075-222-3779、E-mail: jinji@edu.city.kyoto.jp)までご相談ください。

(2) 試験会場（予定）

※試験会場の詳細は受験票にてお知らせします。志願者数等により、会場が変更となる場合がございますので、必ず受験票を確認してください。

《第1次試験》

京都市立開建高等学校（京都府京都市南区唐橋大宮尻町 22）

京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町通仏光寺西入） 他

《第2次試験》

京都市総合教育センター（京都府京都市下京区河原町通仏光寺西入） 他

(3) 第1次試験の留意事項

ア 専門筆記試験について

- ① 併願希望者…志願する全ての区分・教科について専門筆記試験を受験してください。一つでも受験されなかった場合は、本市の教員採用選考試験の受験資格を失います。
- ② 幼稚園教諭志願者…幼稚園専門筆記試験に加え、小学校専門筆記試験も受験する必要があります。
- ③ 高等学校教諭（国語、地理歴史・公民、数学、理科、英語）志願者…高等学校専門筆記試験に加え、中学校の該当教科の専門筆記試験（中学校・高等学校の共通問題）を受験する必要があります。試験時間は合わせて国語 110 分、その他の教科 90 分です。
- ④ 高等学校教諭（情報、工業）志願者…高等学校専門筆記試験（60 分）のみ受験してください。

イ 第1次試験免除等の特例について

要件に該当する方は、希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。詳細は、[P12・13](#)を参照してください。

(4) 第2次試験の留意事項

第2次試験の集合時刻や会場等の詳細については、ホームページで案内する予定です。

ア 第2次試験受験対象者について

第2次試験受験対象者は、次の①・②のいずれかに該当する方です。

- ① 第1次試験の結果により第2次試験の受験資格を得た方。
- ② 7（1）ア「第1次試験全部免除」の要件に該当する方。

イ 実技試験について

- ① 中学校教諭（保健体育）受験者（フロンティア特別選考の保健体育コース受験者を除く）

内容	持参物
・球技（バレーボール） ・陸上競技（走り高跳び） ・器械運動（マット運動） ・柔道（受け身、立ち技）	・運動のできる服装〔 前後に 受験番号を記入したゼッケン（縦 15cm×横 20cm 以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと。〕 ・運動靴（屋内用） ・柔道衣〔 背中に 受験番号を記入したゼッケン（縦 15cm×横 20cm 以上）を各自で用意し、縫い付けておくこと。〕

なお、上記から変更があった場合は、集合時刻等その他詳細と合わせて、第1次試験結果発表日頃に受験者に連絡します。

- ② 中学校教諭（音楽、美術、英語）、高等学校教諭（英語）、養護教諭受験者
実技試験の内容、集合時刻、持参物等は、第1次試験結果発表日頃に受験者に連絡します。

5 試験の結果発表等について

※結果発表の時期等については、今後、変更する場合があります。

(1) 第1次試験の結果発表

- ア 令和8年7月下旬までに、第1次試験合格者の受験番号をホームページで発表します。
- イ 併願区分については、第1志望の区分から順に判定し、合格はいずれか1つの区分のみとなります。
- ウ 併願区分も含めて全て不合格となった方には、第1志望区分に限り、5段階の区分で結果を郵送で通知します。**B (不合格)**は不合格を示し、5段階は成績上位者から順に**B-1**、**B-2**、**B-3**、**B-4**、**B-5**です。なお、大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コースの不合格者については、成績上位者から順に**B-1**、**B-2**、**B-3**の3段階で示します。
- エ 第1次試験の合格者には、第1次試験の結果通知書の送付は行わない予定です。また、第1次試験全部免除者も含めて、第2次試験の詳細については、ホームページで案内する予定です。

(2) 第2次試験の結果発表

- ア 令和8年9月中旬に、第2次試験受験者全員に合否結果（合格、不合格）を通知します。**A (合格)**は第2次試験に合格したこと、**B (不合格)**は第2次試験の不合格を示します。また、第2次試験合格者の受験番号をホームページで発表します。
- イ 第2次試験において不合格になった方には、成績上位者から順に**B-1**、**B-2**、**B-3**の3段階の区分で結果を通知します。

(3) 採用時期等について

第2次試験合格者については、令和8年9月中旬までに結果通知書兼採用内定通知書を送付し、原則として令和9年4月1日付けで採用します。なお、合格者への意思確認のうえ、令和9年4月1日以前に採用する場合があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、採用することができませんのでご注意ください。

- ア 令和9年4月1日時点で合格区分・教科に必要な有効な普通免許状を所有していない場合 (P5「3(1)出願区分及び教科の普通免許状を有しない方の合格後の取扱いについて」の適用者を除く。)
- イ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当した場合
- ウ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項の特定性犯罪事実該当者に該当した場合
- エ 学歴、職歴、資格、賞罰、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があった場合

※採用延長の特例については、[P5「3\(2\)採用延長の特例」](#)を確認してください。

(4) 追加合格について

第2次試験結果通知後、出願区分によっては合格者を追加する場合があります。この場合、令和8年12月31日までに、追加合格者にその旨を通知します。

6 特別選考における資格要件及び試験内容等について

各特別選考について、以下のとおり実施します。ただし、第1次試験の一部免除等（常勤講師、社会人経験者チャレンジ制度、理数工志願者チャレンジ制度、英語資格所有者）の特例（P13）を使用することはできません（障害者特別選考を除く。）。

(1) 資格要件

ア 国際貢献活動経験者特別選考（対象区分：全区分）

一般選考の資格要件を満たし、かつ、独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）の規定に基づく青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績（廃止前の国際協力事業団法の規定に基づく派遣を含む。）を有する方（派遣期間が1年未満の場合を除く。）。

イ フロンティア特別選考 普通免許状を有しない方の受験可

○ 理数工コース（対象区分：中学校（数学・理科・技術）、高等学校（数学・理科・工業））

一般選考の資格要件（P4の2(2)を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれかに該当する方。

- ① 令和8年3月31日時点で、博士号を有し、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。
- ② 大学・企業又は研究機関等における、研究・開発・調査等に関する一定の勤務経験を有し、受験教科の分野において上記①に相当する高度な専門的知識・経験又は技能を有する方。

○ 保健体育コース（対象区分：中学校（保健体育））

一般選考の資格要件（P4の2(2)を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①・②のいずれにも該当する方。

- ① 保健体育の分野における高度の専門的知識・経験又は技能を有する方。
- ② 高等学校卒業以降に、オリンピック等の国際的規模の競技会に日本代表として出場した方又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において4位以内の成績を収めた方（ただし、団体競技は正選手として登録された大会等における実績に限る。）又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する方（高等学校卒業以前の指導実績は除く。）。

（注）文部科学省作成の「教職に関心のあるアスリートリスト」に記載されていない方も対象となります。

○ 英語コース（対象区分：中学校（英語）、高等学校（英語））

一般選考の資格要件（P4の2(2)を除く）を満たし、かつ、次に掲げる①から④の全てに該当する方。

- ① 「英語を第一言語とする方」又は「CEFR C1相当以上の英語力を有する方」。
- ② 大学卒業（学士号取得）以上。
- ③ 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間で、国公立学校での勤務歴が通算3年以上（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない。）ある方、又は外国語としての英語指導法に関する課程（TESOL、CELTA）を修了（又は令和9年3月31日までに修了見込みであること。）されている方。
- ④ 教員の職務を行う上で必要とされる日本語能力を有する方。

（注）CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

※フロンティア特別選考では、対象区分の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格後の取扱いについては、P5の3(1)を参照してください。

ウ 現職教諭特別選考（対象区分：全区分）

一般選考の資格要件を満たし、かつ、現職の教諭等として、令和9年3月31日時点で、同一の任命権者の国公立学校に連続して2年以上（休職期間を除く。）勤務し、在職している方。

（注1）教諭等とは教諭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る。）を指します。臨時的任用職員である常勤講師は含みません。

（注2）出願は現在勤務する区分（養護教諭、栄養教諭にあつては職種）及び普通免許状を有する教科と同一の出願区分を専願する場合に限り、現在勤務する区分と別の出願区分を専願する場合は、「7(1)イ(ア) 常勤講師（臨時的任用職員）（P13）」の活用をご検討ください。

（注3）幼稚園教諭を志願する場合は、小学校教諭の併願として受験する必要があります。

（注4）総合支援学校教諭を志願する場合は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間で、特別支援学校の他、小学校・中学校等の特別支援学級（学級担任に限る。）での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として24月以上。休職期間は含まない。）である場合も含みます。

エ **障害者特別選考**（対象区分：全区分） **普通免許状を有しない方の受験可**

一般選考の資格要件（[P4の2（2）](#)を除く）を満たし、かつ、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下、「障害者手帳等」という。）の交付を受けている方。

※当該区分及び教科の普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方も受験が可能です。合格後の取扱いについては、[P5の3（1）](#)を参照してください。出願される場合は、事前に出願区分・教科の確認のため、教職員人事課（Tel：075-222-3779、Fax：075-222-3759、E-mail：jinji@edu.city.kyoto.jp）までお問い合わせください。

オ **大学3回生等 JUMP UP 特別選考**（対象区分：全区分）

○ **大学3回生等コース**

次に掲げる①～⑤のいずれにも該当する方

- ① 昭和43年4月2日以降に生まれた方（令和10年4月1日現在の年齢が60歳未満の方）
- ② 令和8年4月1日現在、大学3回生等で、令和9年度中に卒業予定である方
- ③ 出願する区分及び教科又は職に相当する普通免許状を令和10年4月1日までに取得見込みである方
- ④ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方
- ⑤ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項の特定性犯罪事実該当者に該当しない方

（注1）「大学3回生等」とは大学、大学院の最終年次の1年前の年次を指します（いずれの学校にも所属していない科目等履修生は含みません。）。

（注2）本コースは各区分及び教科の併願はできません。ただし、幼稚園教諭を志願する場合のみ、志願書上では小学校教諭の併願として幼稚園を選択してください。その場合、幼稚園教諭を第1志望とするものとして受理します。

（注3）[P4の2（2）イ～エ](#)に記載の免許に関する特例も使用可能です（当該項目の「令和9年4月1日までに取得見込み」については、「令和10年4月1日までに取得見込み」に置き換えて確認すること）。

大学3回生等コースにおける留意事項

- (ア) 一般・教職教養筆記及び専門筆記それぞれの試験において、可否を判定します。合格した試験については、翌年度（令和10年度）試験における同一試験（専門筆記については、同一区分の試験に限る）を免除します。
- (イ) 一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験を合格した方は、翌年度（令和10年度）試験及び翌々年度（令和11年度）の第1次試験について、一般・教職教養筆記及び専門筆記を同一区分で受験する場合に限り免除します。
- ※令和10年度試験の2次試験不合格者については、「前年度実施試験第1次試験合格者等」の第1次試験全部免除を受けられます。
- (ウ) 一般・教職教養筆記試験を合格した方は、令和8年度の京都教師塾*の受講料12,000円（保険料込み）のうち10,000円を免除します。また本特別選考受験者全員に京都教師塾の有料コンテンツの一部を無償で公開します。※本市独自の教員養成システム。京都教師塾の卒塾など要件を満たした方を第1次試験の加点対象とします。

○ **合格者コース（1年目）**

一般選考の資格要件を満たし、かつ、令和8年度試験（令和7年度実施）の「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コース」において、一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験で合格となり、合格となった専門筆記試験と同一区分を志望する方。

（注1）併願を希望する場合は、合格していない専門筆記試験を受験する必要があります。

（注2）幼稚園教諭を志願する場合は、小学校教諭の併願として受験する必要があります。

○ **合格者コース（2年目）**

一般選考の資格要件を満たし、かつ、令和7年度試験（令和6年度実施）の「大学3回生等 JUMP UP 特別選考」において、一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験で合格となり、令和8年度試験（令和7年度実施）の「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・合格者コース」で第1次試験が不合格となった場合で、不合格となった専門筆記試験と同一区分を志望する方。

（注）上記「合格者コース（1年目）」の（注1）～（注2）を参照してください。

○ **一部合格者コース**

一般選考の資格要件を満たし、かつ、令和8年度試験（令和7年度実施）の「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コース」において、一般・教職教養筆記試験のみ合格となった方。

（注）令和8年度試験（令和7年度実施）の「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コース」において、一般・教職教養筆記試験及び専門筆記試験で合格となり、合格となった専門筆記試験の区分とは別の区分のみを志望する方は、本コースで受験可能です。

[大学3回生等 JUMP UP 特別選考・卒業後1年目の受験パターン]

3回生時(試験結果)			4回生時(1次試験結果)				卒業後1年目			
受験 コース等	一般 教職	専門	受験 コース等	一般 教職	専門	個人 面接	受験 コース等	一般 教職	専門	個人 面接
大学 3回生等 コース	○	○	合格者コース (1年目)	免除		○ (1次合格)	1次試験全部免除	免除		
				免除		×	合格者コース (2年目)	免除	受験	
			一部合格者 コース (3回生時と異なる区分)	免除	○(1次合格)		1次試験全部免除	免除		
				免除	×		一般受験	受験		
	○	×	一部合格者 コース*	免除	○(1次合格)		1次試験全部免除	免除		
				免除	×		一般受験	受験		
	×	×	一般受験	○(1次合格)			1次試験全部免除	免除		
				×			一般受験	受験		

※ 一般・教職教養が不合格の場合、専門筆記が合格水準でも不合格とします。

※ 受験結果について、「○」は合格、「×」は不合格、「—」は受験していないことを示しています。

※ 「免除」「受験」は、それぞれの試験内容について免除されること又は受験が必要であることを示しています。

(2) 免除内容及び一般選考との相違点 ※選考試験の内容については、[P.6](#) 及び [P.23](#) も参照してください。

選考区分	第1次試験	第2次試験
ア 国際貢献活動経験者特別選考	一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。
イ フロンティア特別選考		
理数エコース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。	一般選考と同様。
保健体育コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験を実施。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	体育実技を免除。
英語コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験に替えて、論文試験(日本語記述)を実施。また、実技試験(リスニング)を免除。	一般選考と同様。ただし、論文試験、指導案作成は英語での記述も認める。
ウ 現職教諭特別選考	一般・教職教養筆記試験を免除。また、個人面接において、最大10点の加点を行う。	一般選考と同様。
エ 障害者特別選考	障害の程度に応じて、文字・用紙の拡大、試験時間の延長、書面等での指示、受験会場・座席の配慮を可能な範囲で行う。	
オ 大学3回生等 JUMP UP 特別選考		
大学3回生等コース	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験を実施(個人面接は実施しない)。なお、中学校教諭及び高等学校教諭の英語を受験する方は、実技試験の受験が必要。	—
合格者コース(1年目)	一般・教職教養筆記試験、専門筆記試験を免除。	一般選考と同様。
合格者コース(2年目)		
一部合格者コース	一般・教職教養筆記試験を免除。	一般選考と同様。

(3) 特別選考の受験の可否について

出願書類を審査した結果、特別選考への出願が相当と認められなかった場合は、一般選考の受験資格を満たしていれば、一般選考により受験していただくことができます。審査結果については、受験票の発送をもって通知します。

7 第1次試験免除等の特例について

以下のいずれかに該当する方は、志願者からの希望により第1次試験の一部又は全部を免除、あるいは他の試験に替えて実施します。この免除等の特例を複数使用することはできませんが、一部免除等については「8 第1次試験における加点制度」(P14)と併用可能です。

特例の使用を希望している場合は、必ず受付期間内に出願手続を行ってください。志願書に入力が無い場合は、特例要件に該当していたとしても、特例の適用ができませんのでご注意ください。

(1) 適用要件

ア 第1次試験全部免除

(ア) 前年度実施試験第1次試験合格者等

令和8年度試験(令和7年度実施)の結果が以下①・②のいずれかで、同一の受験区分を専願する方。

- ① 第1次試験合格者(第1次試験全部免除者、第2次試験欠席者・辞退者及び内定辞退者を除く。)
- ② 成績優秀者推薦枠による大学・大学院推薦制度合格者で、第2次試験の不合格者

(注)他の区分、教科との併願はできません。

(イ) 前年度不合格者のうち上位者

令和8年度試験(令和7年度実施)の第2次試験の結果が「不合格のうち上位(B-1判定)」であり、以下の①～③のいずれかに該当し、同一の受験区分を専願する方。

- ① 令和8年度試験(令和7年度実施)において、第1次試験の全部免除を認めた方のうち、令和9年度試験(令和8年度実施)の出願時において、京都市立学校園の常勤講師又は国公私立学校現職の教諭等として在職している方
- ② 令和8年度試験(令和7年度実施)において、大学・大学院推薦制度合格者の方
- ③ 令和8年度試験(令和7年度実施)において、離職者チャレンジ制度で受験された方

(注)他の区分、教科との併願はできません。

(ウ) 大学・大学院推薦制度合格者

京都市立学校教員を第一志望とし、学業成績優秀であるとともに、部活動やボランティア活動等の実績が顕著であるなど、大学・大学院における諸活動の実績を評価され、教師として優れた実践力を発揮することが期待できると学長等(学部長以上の職)からの推薦を受けた方(令和8年度中卒業予定者等)のうち、書類選考で合格した方。

- (注1) 志願書等については、被推薦者本人が、電子申請により直接教職員人事課へ出願する必要があります。また、第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施します。
- (注2) 本特例を、令和8年度教員採用選考試験に適用し、出願された方は、本年度の試験で大学・大学院推薦制度を適用することはできません。
- (注3) 他の区分、教科との併願はできません。
- (注4) 詳細は、ホームページ掲載の「大学・大学院推薦制度実施要項」を確認してください。

(エ) 離職者チャレンジ制度

次に掲げる①・②のいずれにも該当する方

- ① 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、京都市立学校・幼稚園の正規教諭等として通算3年以上(休職期間を除く)勤務していた方。
- ② 処分等を受けたことにより退職したものではないこと。

第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施します。

(注) 出願は勤務歴がある区分(養護教諭、栄養教諭にあっては職種)及び普通免許状を有する教科と同一の出願区分を専願する場合があります。

イ 第1次試験の一部免除等

(ア) 常勤講師（臨時的任用職員）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、常勤講師として国公立学校での勤務歴が通算2年以上（実勤務月数として通算24月以上。休職期間を除く。）、又は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間で京都市立学校・幼稚園での勤務歴が通算1年以上（実勤務月数として通算12月以上。休職期間を除く。）ある方（出願時の在職は問いません。）。

（注1）本市立学校園の常勤講師を対象とした加点制度との併用も可能です（詳細は [P14の8（6）](#) 参照）。

（注2）常勤講師としての勤務歴の区分（校種・教科）は問いません。勤務歴の区分と、志望する区分が異なる場合であっても対象となります。

（注3）本特例における勤務歴は、常勤講師のみならず、国公立学校の正規教諭等としての勤務歴を含みます。

「現職教諭特別選考」の要件（勤務歴や同一区分の専願）を満たしていない方も、本特例の要件を満たす場合は対象となります。

(イ) 社会人経験者チャレンジ制度

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間で、同一の法人格を有する民間企業又は官公庁等で正社員又は正規職員として、連続して2年以上（休職期間を除く。）の勤務歴がある方（出願時の在職は問いません。）。

（注）普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

(ウ) 理数工志願者チャレンジ制度

中学校教諭（数学、理科、技術）及び高等学校教諭（数学、理科、工業）の志願者（いずれも第一志望の場合に限る。）で、志願する教科の普通免許状を有するか、令和9年4月1日までに取得見込みである方。

（注）普通免許状を有しない方及び取得見込みのない方については、この特例を適用することはできません。

(エ) 英語資格所有者

中学校教諭・高等学校教諭の英語志願者のうち、出願時点で、CEFR B2相当以上の英語力を有する方。

（注）資格の有効期限は設けていません。過去に一度でも要件を満たせば該当します。CEFRのレベルについては、各試験団体のウェブサイトを参考に判断してください。

(2) 免除内容

免除特例		免除内容
ア 全部免除	(ア) 前年度実施試験第1次試験合格者等	第1次試験を免除。
	(イ) 前年度不合格者のうち上位者	
	(ウ) 大学・大学院推薦制度合格者	第1次試験を免除。 第2次試験に加え、個人面接を実施。 (第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施。)
	(エ) 離職者チャレンジ制度	
イ 一部免除	(ア) 常勤講師（臨時的任用職員）	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験を免除。
	(イ) 社会人経験者チャレンジ制度	出願区分に関わらず、一般・教職教養筆記試験に替えて、論文試験を実施。
	(ウ) 理数工志願者チャレンジ制度	
	(エ) 英語資格所有者	英語の第1次試験の実技試験を免除。

8 第1次試験における加点制度について

以下に該当する方は、希望により第1次試験の得点に加点します。加点上限は10点とします。

「7(1)イ 第1次試験の一部免除等」との併用はできませんが、「フロンティア特別選考・保健体育コース」及び「現職教諭特別選考」、「大学3回生等 JUMP UP 特別選考・大学3回生等コース」との併用はできません。また、「7(1)ア 第1次試験全部免除」のうち、「(ウ) 大学・大学院推薦制度合格者」については、第1次試験の免除が認められなかった場合に限り、加点制度を適用します。

なお、加点を希望する場合は、必ず受付期間内に出願手続を行ってください。加点要件に該当していたとしても、志願書に入力が無い場合や必要書類の提出が確認できない場合は、加点の適用ができませんのでご注意ください。

加点制度	適用要件	加点内容
(1) 心理、福祉及び医療の専門資格	出願時点で、公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を所有している方。	5点
(2) ICTに関する資格等	出願時点で、ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、教育情報化コーディネータ検定試験(1～3級)、ICT支援員能力認定試験(上級を含む)のいずれかに合格している方(前身の資格を含め、上記以外の資格については対象外)。	5点
(3) 中学校・高等学校の普通免許状又は司書教諭資格 (※)	出願時点で、以下1、2のいずれかに該当する方。 1. 小学校教諭志願者で、出願時点において、「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの中学校又は高等学校の普通免許状を所有している方(令和9年3月31日までに取得見込みの場合も含む)。 2. 学校図書館法に規定する司書教諭の講習の修了証書を所有している方(令和9年3月31日までに取得見込みの場合も含む)。	5点
(4) 登録日本語教員 (※)	出願時点で、登録日本語教員の登録証を所有している方(令和9年3月31日までに取得見込みの場合も含む)。	5点
(5) 社会教育士	出願時点で、以下1、2のいずれかに該当する方。 1. 社会教育主事講習を修了した方。 2. 社会教育主事養成課程を修了した方(大学等において社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目をすべて修得した方)。	5点
(6) 京都市立学校園教諭・常勤講師勤務者	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、京都市立学校園の教諭・常勤講師としての勤務歴が2年(実勤務数として通算24月。休職期間を除く)あり、出願時点でも京都市立学校園の教諭・常勤講師として在職している方。	5点
(7) 京都教師塾卒塾生 (「京都教師塾」は本市独自の教員養成システム)	第20期(令和7年度)京都教師塾を卒塾(修了資格認定)した方。	5点

(※) (3) (4) について、令和9年3月31日までに対象となる免許等を取得できなかった場合、加点を取り消したうえで合否を決定することとなるため、取得に向けた具体的な履修計画等がない場合には、加点申請を行わないよう留意してください(取得見込みの場合、取得計画書(詳細はP17参照)の提出が必要です。)

9 出願手続について

(1) 出願方法・期間等について

ア 出願方法

ホームページを確認のうえ、
電子申請（インターネット）で出願してください。



(出願について)

スマートフォンからでも
出願可能ですが、志願書作
成は必ずパソコンで行っ
てください。

イ 出願期間

令和8年4月1日（水）午前9時～ 令和8年4月30日（木）正午受信分まで

ウ 留意事項

- ① ホームページに掲載する「志願書作成上の注意」を確認のうえ、出願してください。スマートフォンやタブレットからの出願も可能ですが、志願書（エクセル様式）はwindowsパソコンで作成してください。
- ② 出願開始までに志願書（エクセル様式）をホームページに掲載しますので、入力等の準備をしてください。
- ③ 出願後、登録されたアドレスに「【京都府・市町村共同電子申請サービス (pref-kyoto@apply.e-tumo.jp)】」からメールが届きます。メール本文には、個人別の整理番号とパスワードが記載されています。受験票のダウンロードに必要となりますので、大切に保管してください。

※出願後のメール（見本） ※見本のため、文言等が異なる可能性があります。

タイトル：「【申込完了通知メール】」 ----- 京都市電子申請サービス 手続き名：NDK07 京都市立学校教員採用選考試験の出願手続き の申込を受付けました。 整理番号とパスワードをお届けします。 整理番号：〇〇〇〇〇〇〇（数字のみ） パスワード：〇△〇〇△△□（数字、大文字、小文字等）	←
上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。 申込内容照会の際に必要となります。 どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。 他人に知られないよう大切に保管してください。	

- ④ 出願は1人につき1回とします。出願後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備がないか、提出書類が揃っているか等、よく確認のうえ、出願してください。
- ⑤ 出願内容に不備等がある場合には、教職員人事課から志願者に電子メール（場合によっては電話）にて連絡することがありますので、本市からの連絡に応じられるよう事前に準備しておいてください。特に、迷惑メールフォルダも含めて、定期的に確認してください。連絡に応じない場合、受験不可とする場合もあります。
- ⑥ 出願にあたり、虚偽の内容があったと認められる場合は、この試験で得た資格を全て無効とすることがあります。
- ⑦ 出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続を完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続を行ってください。出願期間内に手続が完了しなかった場合は、いかなる理由でも受け付けません。
- ⑧ システムの維持、補修の必要があるとき、その他の理由により、一時的に出願受付を停止する場合があります。このような一時的な停止により、期間内に手続が完了しなかった場合も、原則として、受け付けません。余裕を持って手続を行ってください。

(2) 提出物について

※詳細は、ホームページを確認してください。

※提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。

※一度出願した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、十分確認のうえ出願してください。

内容	対象者/提出方法	留意事項
①志願書 (エクセル様式)	全員 /電子申請	ホームページからエクセル様式をダウンロードし、windows パソコンで必要事項の入力、顔写真データの貼付けを行ったうえ、電子申請画面で添付すること。 ※ <u>PDFに変換しないこと。</u> ※ 入力欄の黄色箇所(必須項目)は、全て入力(選択)済であること。 ※ 所定の箇所に、以下の要件を満たす顔写真データを貼り付けること。 (<ul style="list-style-type: none">・上半身、脱帽、無背景、正面向・最近3ヶ月以内に撮影したもの・形式: JPEG(JPG)、PNG、GIF、BMP・ファイルサイズ: 最大1MB)
②必要書類	該当者のみ /電子申請 (※次表参照)	上記①のほか、 P17 「該当者のみ提出が必要な書類」を参照し、該当する必要書類のPDFデータを電子申請出願時に添付すること。 ※ データについては、スキャンしたもののほか、スマートフォン等で撮影したものでも可能とするが、PDFに変換後、文字等が鮮明に判読できることを確認すること。 ※ 最終合格者については、該当する必要書類の原本又は写しを提出する必要があるため、出願後も必要書類を大切に保管すること。

※ 次ページの該当者のみ提出が必要な書類についても必ずご確認ください。



(3) 受験票の交付

第1次試験の実施前に、受験票のダウンロード等に関する電子メールを送付します。受験票には、試験日程、試験会場、集合時刻、持参物等の記載がありますので、必ず確認のうえ受験票をダウンロード・プリントアウトし、試験当日に持参してください。

当該メールが6月9日(火)18時までに届かない場合には、教職員人事課(TEL: 075-222-3779)までお問合せください。志願書への入力ミス等を含め、提出書類に多くの不備がある場合には受験資格を満たさないと判断する場合があります。その場合、受験票は交付しません。

<該当者のみ提出が必要な書類>

希望する選考区分、出願区分等	必要書類	
総合支援学校教諭志願者のうち、特別支援学校の普通免許状を令和9年4月1日まで（大学3回生等志願者は令和10年4月1日まで）に取得見込でない方 高等学校の地理歴史・公民の志願者のうち、地理歴史及び公民の普通免許状の取得に係る経過措置を希望される方	免許状の取得方法と具体的な計画に係る書類 ※免許状の取得方法と具体的な計画に係る様式は、志願書の様式とともに、ホームページに掲載。	
国際貢献活動経験者特別選考	派遣証明書 ※独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局による定形書式	
フロンティア特別選考・理数エコース（博士号を取得している場合）	学位授与等証明書	
フロンティア特別選考・保健体育コース	実績報告書及び実績を証明する書類等 ※実績報告書の様式は、志願書の様式とともにホームページに掲載。 ※実績を証明する書類：表彰状、新聞記事の写し等（団体競技の場合はメンバー表を含む。）	
フロンティア特別選考・英語コース（英語指導法に関する課程を修了済みの場合）	学位授与等証明書 英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書	
現職教諭特別選考	在職証明書	
「前年度不合格者のうち上位者」の特例を希望するもののうち、国公立学校現職の教諭等である場合	※令和8年4月1日以降に任命権者等（教育委員会、学校法人等）による証明を受けたもの。 ※公立校の校長等、任命権者でない者により証明されたものは不可。	
障害者特別選考	障害者手帳等（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳） ※いずれも氏名、生年月日、障害の種別及び等級が確認できるもの。	
英語資格所有者の特例	英語資格に関する各実施団体が発行する証明書又は結果通知書	
加点制度	心理、福祉及び医療の専門資格	登録証、臨床心理士資格登録証明書など資格に関する証明書
	ICTに関する資格等	各種試験の合格証書、認定証書など資格に関する証明書
	中学校・高等学校の普通免許状	中学校・高等学校の普通免許状 ※取得見込みの場合は、取得計画書（志願書の様式とともにホームページに掲載）を提出。
	司書教諭資格	司書教諭修了証明書 ※証明書を申請中の場合は、申請証明書を提出。 ※取得見込みの場合は、取得計画書（志願書の様式とともにホームページに掲載）を提出。
	登録日本語教員	登録日本語教員の登録証 ※登録証を申請中の場合は、申請に必要な「試験の合格証」及び「講習修了証」を提出。 ※取得見込みの場合は、取得計画書（志願書の様式とともにホームページに掲載）を提出。
	社会教育士	修了証書や単位取得証明書など社会教育士に関する証明書
	京都教師塾卒塾生	京都教師塾発行の修了証書 ※紛失された場合は、京都教師塾へ再発行を申請してください。

※複数ある場合はZIP形式のフォルダに圧縮したうえ、提出してください。

10 問い合わせ先について

(1) 制度及び出願手続に関すること

京都市教育委員会事務局 総務部 教職員人事課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（京都市役所 北庁舎 6 階）

電話 075-222-3779（受付時間 平日 8 時 45 分～17 時 30 分）

E-mail アドレス jijin@edu.city.kyoto.jp

※非常災害時等における試験実施の情報は、ホームページ(<https://kyoin.city.kyoto.lg.jp/>)を確認してください。

(2) 出願手続時の電子申請の操作に関すること

コールセンター

・固定電話（フリーダイヤル）0120-464-119（受付時間 平日 9:00～17:00 年末年始を除く）

・携帯電話（有料）0570-041-001（受付時間 平日 9:00～17:00 年末年始を除く）

・Web お問い合わせフォーム

(https://apply.e-tumo.jp/city-kyoto-kyoto-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay)

・よくあるご質問、ヘルプ一覧

(<https://apply.e-tumo.jp/help/PREFKT/>)

(参考)

1 勤務条件等について

(1) 給与及び勤務時間等

○初任給（令和 8 年 4 月 1 日現在、小・中学校教諭の例）

修士課程修了者：約 327,900 円 大学卒業者：約 312,700 円 短期大学卒業者：約 292,900 円

※ 上記の金額は、給料、教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当を含みます。このほか、期末・勤勉手当（年間約 4.59 月分（令和 7 年度実績））、通勤手当、扶養手当、住居手当等が所定の条件に応じて支給されます。

※ 採用前に職歴等を有する場合は、その内容・期間に応じて初任給が決定されます。

○勤務時間・休暇等

勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（学校園によって異なります。）

休日：土・日曜日、祝日、年末年始

休暇等：年次有給休暇（20 日※半日単位、時間単位でも取得可能）、夏季特別休務（5 日）、結婚休暇、服喪休暇、ボランティア活動休暇、妊娠・出産に関する休暇、子育て・介護に関する休暇など

(2) 福利厚生

採用と同時に公立学校共済組合員となり、健康保険・厚生年金に加入するほか、給付事業、貸付事業、検診事業等を利用できます。また、教職員互助組合に加入することで、本人・家族負担の医療費の一部給付や宿泊補助【1 泊 5,000 円】等を受け、文化・体育・レクリエーション事業等に参加することができます。

2 過去 5 年間の採用選考試験実施結果

※「小学校教諭」には「幼稚園教諭」を含む。

	受験者数					合格者数				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
小学校教諭	612	492	473	455	467	144	90	133	153	189
中学校教諭	515	454	410	443	479	74	69	75	82	184
高等学校教諭	165	127	135	132	133	18	13	18	22	21
総合支援学校教諭	148	147	134	138	135	58	50	49	59	72
養護教諭	92	81	66	87	81	10	9	12	12	12
栄養教諭	30	25	27	27	29	3	2	3	3	4
計	1,562	1,326	1,245	1,282	1,324	307	233	290	331	482

3 令和9年度採用選考試験の配点

		第 1 次 試 験				第 2 次 試 験 ※1※2				
		一般・教職教養	専門筆記	実技試験	個人面接	論文	模擬授業	個人面接	実技試験	
一 般 選 考 障害者特別選考を含む		30	100	30	70	20	60	35	30	
特 別 選 考	国際貢献活動 経験者	30 (論文)	100	30	70	20	60	35	30	
	フ ロ ン テ イ ア	理数工 コース	30 (論文)	—	—	70	20	60	35	—
		保健体育 コース	30 (論文)	—	—	80	20	60	35	—
		英語 コース	30 (論文)	—	—	70	20	60	35	30
	現職教諭		—	100	30	80	20	60	35	30
	大 学 3 回 生 等 JUMP-UP	大学3回生等 コース	30	100	30	—	—	—	—	—
		合格者コース 1年目	—	—	—	70	20	60	35	30
		合格者コース 2年目	—	—	—	70	20	60	35	30
一部合格者 コース		—	100	30	70	20	60	35	30	

※1 第1次試験免除者のうち、第1次試験日程における個人面接の対象者は、第2次試験の合計点に第1次試験の個人面接点を加えた後、換算を行います。

※2 大学・大学院推薦制度の成績優秀者推薦枠で受験する場合は、第1次試験の日程で実施する個人面接に最大10点加算します。

4 よくある質問について (Q&A)

- (1) 出願要件・手続に関すること (併願、加点、特別選考等)
- (2) 大学3回生等 JUMP UP 特別選考に関すること
- (3) 電子申請に関すること (申請方法、提出書類等)
- (4) 試験内容に関すること
- (5) その他 (受験ができなくなった場合、他自治体との併願、過去問等)

(1) 出願要件・手続に関すること

【Q1】複数の免許を持っているので併願を考えているのですが、どの区分が併願できますか。

【A1】第1次試験で併願可能な組み合わせは、下表をご確認ください。

第1志望 (出願区分)	併願可能な第2志望 (併願1)	併願可能な第3志望 (併願2)
小学校教諭	幼稚園教諭	×
	中学校教諭 (全教科)	総合支援学校教諭
	総合支援学校教諭	中学校教諭 (全教科)
中学校教諭	小学校教諭	総合支援学校教諭
	総合支援学校教諭	小学校教諭
	高等学校教諭 (同一教科のみ)	×
高等学校教諭	中学校教諭 (同一教科のみ)	×
総合支援学校教諭	小学校教諭	中学校教諭 (全教科)
	中学校教諭 (全教科)	小学校教諭
養護教諭	×	×
栄養教諭	×	×

(注1) 中学校教諭及び高等学校教諭については同一教科のみ併願が可能です。

なお、中学校社会は高等学校地理歴史・公民と併願可能です。

[例: 「中学校理科と高等学校国語」や「中学校英語と高等学校国語」などの併願はできません。]

(注2) 併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されない場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。ただし、中学校保健体育の体育実技試験については、身体等の事情により試験を受けないことを認める場合があります。

【Q2】第1次試験一部免除等の特例や第1次試験における加点制度について、併用することはできますか。また、要件に該当していても使用しないことは可能ですか。

【A2】試験免除に関する特例の併用はできません。複数ある場合も、1つのみ選択してください。

ただし、加点制度については、併用が可能です。また、試験免除に関する特例との併用もできることとします。ただし、特例と併用するか否かに関わらず、加点上限は10点とします。また、免除・加点ともに要件に該当していても使用しないことは可能です。その場合は、志願書の第1次試験一部免除等の特例欄に入力をせずに出願してください。(反対に、特例の使用を希望している場合でも、志願書に入力が無い場合には特例の適用ができませんのでご注意ください。)

【Q3】第1次試験一部免除等の特例や第1次試験における加点制度は、加点要件を満たしていれば適用されますか。

【A3】要件を満たされていたとしても、出願時点で志願書に入力が無い場合や必要な書類提出がない場合は、適用ができません。

【Q4】第1次試験における加点制度「京都教師塾卒塾生」について、指定された年度以外の卒塾生も対象になりますか。

【A4】対象となりません。対象については、受験される年度に該当する「京都市立学校教員採用選考試験実施要項」をご確認ください。なお、卒塾後2年間を有効とする予定です。

【Q5】現職教諭特別選考について、私立や海外の学校で勤務していた場合でも対象となるのでしょうか。

【A5】学校教育法第1条に掲げる学校での勤務経験が資格要件となりますので、私立学校勤務の場合でも対象となります。また、海外の学校の場合は対象となりません。ただし、日本人学校については、日本国内の学校からの派遣により勤務されている場合は対象とします。

【Q6】現職教諭特別選考について、経歴はあるが現在は退職している場合でも対象となりますか。

【A6】対象となりません。現職教諭特別選考は、令和9年3月31日まで在職している方が対象です。なお、常勤講師の特例は、要件を満たせば出願時に在職していなくても対象となります。

【Q7】フロンティア特別選考の理数エコースについて、どのような方が志願していますか。

【A7】理学・工学等の博士号取得者、再生医療技術の基礎研究従事者、半導体製造技術者、都市開発・住宅建築技術者（1級建築士や技術士等の有資格者を含む。）など、受験教科の分野における高度な専門的知識・経験又は技能を有する方が志願しています。ご自身の知識や技能を伝え、教え、育むことをさらに超えて、知識や技能を社会での問題解決、課題設定に結び付けて、生徒を育成する資質能力を有する方を求めています。

【Q8】フロンティア特別選考の理数エコースについて、実績についての証明書等を提出する必要がありますか。

【A8】博士号を取得している方は、学位授与証明書を提出してください。提出方法の詳細は、[P16](#)及びホームページをご確認ください。大学・企業又は研究機関における勤務経験から特別選考を志願する方は、出願時の証明書等の提出は不要で、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。また、出願後、研究・勤務内容について個別に問い合わせる場合があります。

【Q9】フロンティア特別選考の保健体育コースについて、どのような方が合格していますか。

【A9】オリンピックメダリスト、元プロ野球選手などの実績を有する方が合格しています。

【Q10】社会人経験者チャレンジ制度について、会社の在職証明書等を提出する必要がありますか。

【A10】出願時の証明書等の提出は不要です。ただし、第2次試験合格後に勤務先の在職証明書等の提出を指示します。

【Q11】現在教員免許を持っていないため、「受験資格に係る特例」（免許がなくても受験可能）での受験を検討しています。このとき、2年以上の社会人経験がある場合には、「社会人経験者チャレンジ制度」により第1次試験一部免除の特例の対象となりますか。

【A11】「受験資格に係る特例」を使用して受験する場合には「社会人経験者チャレンジ制度」の対象とはなりません。

(2) 大学3回生等 JUMP UP 特別選考に関すること

【Q12】大学3回生等 JUMP UP 特別選考について、3回生時に合格した専門筆記と異なる区分を、4回生時に受験することは可能ですか。

【A12】3回生時に合格した専門筆記と異なる区分及び教科を4回生時に受験する場合、一部合格者コースとして一般・教職教養筆記の免除のみ受けられます。なお、4回生時に併願する場合は、3回生時に合格した区分及び教科以外の専門筆記試験を受験する必要があります。

【Q13】大学3回生等 JUMP UP 特別選考・3回生等コースにおいて、一般・教職教養と専門筆記を合格しましたが、4回生時の試験において、合格した区分の募集がない場合、免除は一切受けられないのでしょうか。

【A13】3回生時に合格した区分の募集が4回生受験時にない場合の取扱いについて見直しを検討しています。決定次第、改めてお知らせします。

(3) 電子申請に関すること

【Q14】スマートフォンやタブレットからの申請は可能ですか。

【A14】スマートフォンやタブレットからも出願可能です。ただし、志願書(Excel)については、windows パソコンで作成いただく必要があります。MacBook や iPad で作成すると、入力情報が正しく届かない場合があります。

【Q15】自宅に windows パソコンがない場合は、どうすればよいですか。

【A15】私物のパソコンからでなくても構いません。利用可能なパソコンで作成してください。

【Q16】電子申請システムによる出願後に、修正のうえ再提出することは可能ですか。

【A16】一度出願した後は、志願者からの修正を認めませんので、内容に不備等がないか、よく確認のうえ、出願してください。出願後は、教職員人事課から修正の指示があった場合のみ修正可能です。不備が見つかったなどの理由により、ご自身の判断で再度出願された場合、受験を認めない場合がありますのでご注意ください。

【Q17】特別選考等により申請する場合に必要な書類（P16）のPDFは、スキャナーで読み取ったもののほかに、デジタルカメラ等で撮影された画像データを利用することも可能ですか。

【A17】デジタルカメラ等で撮影された画像データの場合もPDFに変換して提出してください。ただし画像が不鮮明で文字が判別できない場合は、再提出を求める場合があります。

（４）試験内容に関すること

【Q18】現職教諭特別選考とフロンティア特別選考の保健体育コースは、第1次試験個人面接について、最大10点の加点となっていますが、どのような試験内容ですか。

【A18】現職教諭特別選考の個人面接については、一般選考区分と比較し、現職教諭としての職務経験を通じて培った教育実践や専門性等をより重視した試験内容としています。また、フロンティア特別選考の保健体育コースの個人面接については、一般選考区分と比較し、競技者又は指導育成の経験を通じて培った専門性や教員としての資質等をより重視した試験内容としています。

（５）その他

【Q19】都合により筆記試験を受験できなくなりました。面接から受験することはできますか。

【A19】できません。必要な試験のうち、併願する区分も含めて、いずれか一つでも受験されなかった場合は、体調不良等のいかなる理由でも、その時点で本市の教員採用選考試験の受験を辞退したものとみなし、本試験の受験資格を失うものとします。

【Q20】他の自治体等が実施する試験も受験しますが、志願書の「本試験以外に受験を予定している職種・都道府県市名」にそのことを記入すれば、試験日程について事前の配慮又は指定後の変更に応じていただくことはできますか。

【A20】志願者多数のため、試験日程については、個別のご要望に応じて調整はできません。

【Q21】過去の問題を見たいのですが、公開していますか。また郵送で取り寄せることは可能ですか。

【A21】京都市情報公開コーナー（京都市役所。平日9:00～17:00に開館。）において過去3年分の問題等を無料閲覧、コピー（有料）することができます。郵送での提供は行っておりませんのでご了承ください。

【Q22】自然災害や公共交通機関遅延等により、試験日時や場所が変更になることはありますか？

【A22】試験日時・会場等が変更になる場合、ホームページ（<https://kyoin.city.kyoto.lg.jp/>）にてお知らせしますので、自然災害等により公共交通機関の遅延・運休が想定される場合等は、必ず確認してください。

記載している事項以外に不明な点があれば、教職員人事課（Tel:075-222-3779）へお問い合わせください。

令和9年度京都市立学校教員採用選考試験 試験区分一覧

■ 一般選考

出願区分	第1次試験				第2次試験															
	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	個人面接	論文	模擬授業	個人面接	実技試験												
小学校教諭	○	○		○	○	○	○													
幼稚園教諭		○(小・幼)																		
中学校教諭		○ (※1)	○ (英語)						○	○	○	○(一部教科) (※2)								
高等学校教諭																				
総合支援学校教諭																				
養護教諭																				
栄養教諭																				

※1 高等学校教諭(国語、数学、理科、英語、地理歴史・公民)志願者は、高等学校の専門筆記試験に加えて、中学校の該当教科の専門筆記試験(中学校・高等学校の共通問題)を受験する必要があります。(詳細は P7 参照)。

※2 第2次試験の実技試験は、中学校教諭(音楽、美術、保健体育、英語)及び高等学校教諭(英語)、養護教諭で実施します。

■ 特別選考

区分	第1次試験				第2次試験							
	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	個人面接	論文	模擬授業	個人面接	実技試験				
国際貢献活動経験者	論文試験	○	一般と同様	○	○	○	○	一般と同様				
フロンティア	理数工コース	論文試験						○	○	○	○	
	保健体育コース	論文試験										
	英語コース	論文試験	<u>免除</u>									○
現職教諭	<u>免除</u>	○	一般と同様					○	○	○	○	一般と同様
障害者	○	○	一般と同様	○	○	○	○	一般と同様				
大学の JUMP UP 等	大学3回生等コース	○	○		○	○	○	○	一般と同様			
	合格者コース1年目	<u>免除</u>		○					○	○	○	一般と同様
	合格者コース2年目	<u>免除</u>		○					○	○	○	一般と同様
	一部合格者コース	<u>免除</u>	○	一般と同様					○	○	○	○

■ 第1次試験免除等の特例

区分	第1次試験				第2次試験					
	一般・ 教職教養	専門筆記	実技試験	個人面接	論文	模擬授業	個人面接	実技試験		
P12 7(1)ア(ア)及び(イ)の「第1次試験全部免除」の要件に該当する者	<u>免除</u>				○	○	○	一般と同様		
大学等推薦合格者 離職者チャレンジ制度	<u>免除</u>			※				一般と同様		
常勤講師	<u>免除</u>	○	一般と同様	○				○	○	一般と同様
社会人経験者 チャレンジ制度	論文試験		一般と同様	○				○	○	一般と同様
理数工志願者 チャレンジ制度	論文試験									
英語資格所有者	○		<u>免除</u>		○					

※ 大学等推薦合格者及び離職者チャレンジ制度使用者は、第2次試験の個人面接と別に、第1次試験の日程のうち指定する日に個人面接を実施。

◆特別選考、免除区分等 早見表 ※条件や免除内容などの詳細は、各ページをご覧ください。

対象となる方		対象となる条件（概要）	該当する制度		
学生の方	大学3回生等	大学3回生等、大学・大学院の最終年次の1年前の年次の方	大学3回生等 JUMP UP 特別選考	P10	
	大学4回生等	前年度の3回生受験で、合格又は一部合格となった方 大学・大学院から推薦を受けた方			
学生以外の方	教員経験がある方	正規教諭	現在、正規教諭として勤務されている方	・現職教諭特別選考 ・常勤講師への一部免除	P9 P13
		常勤講師 (臨時的任用職員)	過去に京都市で正規教諭として勤務されていた方	離職者チャレンジ制度	P12
	前年度採用試験を受験された方		京都市で常勤講師として勤務されている、又はされていた方	・常勤講師への一部免除 ・常勤講師の加点	P13 P14
		京都市で常勤講師として勤務されている、又はされていた方			
		前年度採用試験にて、第1次試験から受験し、合格された方	前年度実施試験 第1次試験合格者等	P12	
	前年度採用試験を受験された方	前年度、成績優秀者推薦枠による大学・大学院推薦制度で受験された方			
		前年度、第1次試験全部免除を利用して第2次試験から受験された方のうち、第2次試験の結果が「不合格者のうち上位(B-1判定)」であった方	前年度不合格者のうち上位者	P12	
社会人経験がある方	正社員（正規職員）の勤務歴が2年以上ある方	社会人経験者 チャレンジ制度	P13		
特定の分野における高度な知識・経験を有する方	以下のいずれかの区分の分野における高度な知識、経験を有する方 ・中学校（数学・理科・保健体育・技術・英語） ・高等学校（数学・理科・工業・英語）	フロンティア特別選考	P9		
全員	国際貢献活動経験者	青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとしての派遣実績がある方	国際貢献活動経験者特別選考	P9	
	中学校（数学・理科・技術）、高等学校（数学・理科・工業）の志願者	出願区分の免許状を取得又は取得見込の方	理数工志願者 チャレンジ制度	P13	
	中学校・高等学校の英語志願者	CEFR B2相当以上の英語力を有する方	英語資格所有者への一部免除	P13	
	資格所有者	該当する資格や免許等をお持ちの方	第1次試験における 加点制度について	P14	

◆免許特例・早見表 ※免許状がなくても受験できる特例の一覧です。条件や特例内容などの詳細は、各ページをご覧ください。

対象となる方		対象となる条件（概要）	該当する制度	
全員	総合支援学校教諭の志願者	・採用後3年以内に特別支援学校免許を取得 ・小中高いずれかの免許状を取得又は取得見込	特別支援学校教諭 免許の特例	P4
	中学校（数学・理科・技術）、高等学校（数学・理科・工業）の志願者	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得)	採用に係る特例	P5
	特定の区分における高度な知識・経験を有する方	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得)	フロンティア特別選考	P9
		・出願区分の分野において博士号を有する等、高度な専門的知識・経験を有する方	採用に係る特例	P5
	障害者手帳等の交付を受けている志願者	・第2次試験合格後、特別免許状の取得 (又は臨時免許状を取得し、採用後4年以内に免許状を取得) ※免許を有する方も対象	障害者特別選考 採用に係る特例	P10 P5
高等学校 地理歴史・公民の志願者	・高等学校 地理歴史及び公民のいずれかの免許を取得又は取得見込 ・採用後2年以内に未取得の方の免許を取得	高等学校 地理歴史 ・公民の経過措置	P4	

※ 上記表に当てはまらない場合など、ご不明な点は教職員人事課（TEL075-222-3779）までお問い合わせください。